

◇ 西 田 祐 子 君

○議長（松田謙吾君） 5番、会派きずな、西田祐子議員、登壇願います。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 会派きずな、西田祐子でございます。本日は、2点質問させていただきます。

1点目、災害時の避難所についてであります。平成30年9月6日発生しました北海道胆振東部地震に役場職員も大勢応援に行かれております。白老町も被災しているにもかかわらず率先して行かれ、職員の皆さんは一生懸命頑張っておられました。また、留守を守ってくださった職員の皆様方も大勢いらっしゃいます。改めて感謝と御礼申し上げたいと思います。

町民の命と暮らしを守るのが使命と心得ておられる職員の皆様方は、北海道胆振東部地震の経験を踏まえ、避難所と運営の対応に頑張っておられると思いますので、そこで質問させていただきます。

（1）、福祉避難所の現状と課題について。

- ①、対象となる要配慮者の概数の把握状況について伺います。
- ②、避難所として利用可能な施設の指定と要配慮者への周知について伺います。
- ③、災害時の要配慮者の避難所までの避難について伺います。
- ④、平常時に要配慮者支援員の事前設置の考え方について伺います。
- ⑤、避難所の新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

（2）、一般避難所の現状と課題について。

- ①、食料・物資の調達、受け入れ管理・配給について伺います。
- ②、避難所でのプライバシー確保とベッド・トイレなどの住環境について伺います。
- ③、避難者への情報伝達と自宅避難者への情報提供について伺います。
- ④、避難所でのペットの取扱いについて伺います。
- ⑤、ボランティアの受入れと管理について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「災害時の避難所」についてのご質問であります。

1項目めの「福祉避難所の現状と課題」についてであります。

1点目の「対象となる要配慮者の概数の把握状況」についてであります。要配慮者とは、災害対策基本法において、高齢者や障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者とされ、その内、災害発生時、特に支援が必要となる避難行動要支援者は、介護認定者が79名、身体・精神・療育等の手帳保持者が582名で、合計661名となっております。

2点目の「避難所として利用可能な施設の指定と要配慮者への周知」についてであります。現在、4団体、7施設と福祉避難所としての協定を結んでおります。受け入れ人数は、

各施設の受け入れ可能なスペースや支援体制などを考慮し、7施設で計94人となっております。

福祉避難所への避難は、受け入れ人数を超え混乱を招くことがないよう、専門的な支援や援護の必要性の高い方を優先するため、要配慮者に係る部署や関係団体等を通して個別に周知を図っていく考えであります。

3点目の「災害時の要配慮者の避難所までの避難」についてであります。避難情報を発令し、避難所が開設した場合には、一般の避難所までは、自助、共助によって各自で避難することが原則であります。一般避難所においての生活が困難と判断したときは、要配慮者の状態に配慮した適切な移送車両を確保し、福祉避難所等への移送を行うものであります。

4点目の「要配慮者支援員の事前設置の考え方」についてであります。災害対策基本法が改正され、本年5月から避難行動要支援者の「個別避難計画」を、5年以内をめどに策定することが努力義務とされております。

今後は、支援員の設置を含め、市町村のモデル事例等を参考にしつつ、民生委員・児童委員、町内会、社会福祉協議会、社会福祉施設など関係者の理解と協力をいただきながら、要支援者及び要配慮者支援の推進体制の構築を目指してまいります。

5点目の「避難所の新型コロナウイルス感染症対策」についてであります。昨年、「避難所運営マニュアル」を改正し、避難者の体調チェックや、避難所の衛生管理における注意事項を盛り込んだところであります。

さらに、交付金等を活用し、マスクや体温計、消毒液をはじめ、感染防止避難所テントなどを整備したほか、7月に実施した防災訓練では、コロナ禍を想定した避難所開設訓練を行うなど、避難所における感染防止対策に取り組んでおります。

2項目目の「一般避難所の現状と課題」についてであります。

1点目の「食料・物資の調達、受け入れ管理・配給」についてであります。「白老町災害時備蓄方針」では、津波災害時の避難者数を基本に目標数を設定し、食料品は3日分、生活物資は対象人数に応じて目標数を設定し、目標数に満たない場合には順次購入することとしております。

また、大規模な災害が発生した際に外部からの人的支援、物的支援を円滑に受け入れることを目的として、昨年10月に「白老町災害時受援計画」を策定しております。

この計画では、不足する物資の外部への要請、送られてきた支援物資の保管、各避難所への輸送などの運用方法を明記し、外部からの支援、提供を受けた物資を効果的に活用できる体制の整備に取り組んでおります。

2点目の「避難所でのプライバシー確保とベッド・トイレなどの住環境」についてであります。交付金を活用し、昨年、避難所用のプライベートルームを130張と電動型のプライベートトイレを2セット購入したほか、便座に被せて使用する使い捨てトイレを2万セット保有し、段ボールベッド、折り畳みベッドについては20台保有しております。

また、物資が不足する場合は、北海道からの緊急支援や、災害時協定によって供給を確保し、避難所におけるプライバシー保護と住環境の整備を図ってまいります。

3点目の「避難者への情報伝達と自宅避難者への情報提供」についてであります。災害時の情報伝達については、防災行政無線をはじめ、防災メール、ヤフー防災アプリなどを活用して発信するほか、北海道防災システムに情報を入力することで、報道機関に自動発信されるため、避難者にとってはスマートフォンやテレビなどから情報を得ることができるようになっております。

4点目の「避難所でのペットの取扱い」についてであります。大規模災害を教訓とし、災害が起こった時には飼い主がペットと同行避難することを基本としておりますが、避難所でペットを飼育する場合は、動物が苦手な人、アレルギーを持っている人等への特別な配慮が求められることから、避難所の隣接地で管理することとなります。

また、ペット用の避難用品や備蓄品の用意、健康管理は飼い主が行うことになるなど、平時からの飼い主の準備が求められることから、ペットの災害対策に関する飼い主への普及啓発に取り組んでまいります。

5点目の「ボランティアの受入れと管理」についてであります。昨年11月に、社会福祉協議会と「災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定」を結び、同協議会では、センター設置から閉所までの手順等を示した「ボランティアセンター運営マニュアル」を作成し、災害時のボランティア活動が円滑に展開できるよう管理・運営体制を整備しております。

町としては、避難所への物資供給や関係機関からの支援等の調整等があることから、平時からの連携を密にしながら、災害時の備えを進めてまいります。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今ほどの答弁で福祉避難所、それから一般避難所につきましては昨年度かなり予算をつけていただいて、ある程度整備させていただいているのかと思っております。そこで、お伺いいたします。個別避難計画は5年以内につくると先ほど答弁いただきましたけれども、近年の災害において高齢者が被災に遭っていると。特に全体の死者のうち65歳以上の高齢者の割合は、令和元年度台風で第19号では65%、令和2年7月の豪雨では79%だったと。これらのことから、災害対策基本法の改正がされたわけですが、避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が町村で義務化していますけれども、白老町はこの義務をいつまでにされるお考えなのか、その辺1点お伺いします。

2点目に、作成に必要な個人情報の利用についてどのようにお考えなのか。それから、個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等の関係者への情報提供、また情報提供について個人情報保護条例との関係を整理されているのかどうか、そこで優先度の高い避難行動要支援者についての個別避難計画の作成を5年程度となっている

ますけれども、白老町は今どこまで進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） それでは、先に個別避難計画の策定状況でございますけれども、災害時の支援の実効性を高めるということで令和3年、今年5月施行の法改正において5年をめどに個別避難計画を策定することが努力義務ということになされておりまして、昨年の北海道地区における策定状況については、一部策定済みということを含めて策定済みが全体の39.7%という状態になっている状況でございます。一部策定済みのまちも近隣でもあるというところで、それらの取組を参考にもさせていただきながら種々の課題を整理し、避難支援等実施者になり得る福祉専門職や福祉団体、あと自主防災組織などの参画とか協力をいただきながら個別支援計画の策定を今後進めていくというための体制づくりをしていきたいということで、現段階では策定のところにはまだ当たっていないというところでございます。

それと、個人情報の関係です。今回の改正の中で名簿の関係、個別避難計画の関係でもございましたけれども、白老町の個人情報保護条例、この第9条に利用及び提供の制限というところがございます、この中では個人情報を収集したときは取扱いの目的以外の目的に当該個人情報を実施機関内部で利用し、提供してはならないということが規定がございます。そこにただしというところで法令に定めがある場合ですとか本人の同意を得た場合、それとあと個人の身体または財産の安全を守るために緊急かつやむを得ないと認めて利用または提供するときと、それと審査会の意見を聞いて公益上必要があると認めるときということで、いずれかに該当する場合は例外として内部利用または外部へ提供するということができるということの定めになってございます。このため、このたびの災害対策基本法の改正によって、災害が発生した場合もしくは発生する場合については個別避難計画情報の外部提供が本人等の同意を得ずに行うことができるということになってございます。また、このたびの法改正の内容等については、説明や周知というのはまだする機会を持っていないのですけれども、個別避難計画の策定を進めるに当たっては要支援者に関わる団体ですとか避難支援実施者になり得る団体等に対して説明の機会を設けて、理解と協力を求めながら個人避難計画というものをつくっていかなければならないということで考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今年の5月にできたばかりの新しい災害対策基本法なものですから、課長もまだ、大変だと思うのですけれども、でもこれはいろいろな災害において常に課題となってきた問題だと思うのです。そして、個人情報保護法の関係においてなかなか進まないという理由を何度もされてきましたけれども、今回のこの改正によりまして災害時には全て町が得た情報は助ける人、関係者に開示されるということがきちんと明記されたわ

けです。ですから、個人情報保護法とかという問題以前の問題として、本当に災害のときには全て開示されるのですということをごきちんと対象の方々にお知らせして、その上でもまだ嫌だとおっしゃる方がいるのは、それは仕方がないと思います。でも、いざとなったときに助ける方々がどこにいらっしゃるのか分からないと大変だと思うのです。そこは非常に大事なことなので、ここはいつと言えないみたいなことをおっしゃっていましたが、これは至急つくっていただきたいと思います。

それで、もう一つ、避難所の確保、運営ガイドラインの中で名簿作成が義務づけられている中で、難病患者の方々の名簿がいつもないということでしたけれども、先般私の質問で保健所から名簿を受け取ることができることと明らかになっております。難病患者の方々の名簿作成はどの程度進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 健康福祉課のほうで避難行動要支援者名簿の管理をしておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

前回西田議員のご指摘をいただきまして、3月に保健所に対しまして名簿の依頼をかけました。4月に名簿の提供をいただきまして、197名の方の名簿を現在管理しております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 197名の難病患者の方の名簿を取られたということですので、これについて北海道難病連のほうで北海道胆振東部地震に関する緊急アンケートというのを平成30年の10月から12月にかけて行っております。そのときのデータを申し上げますと、知っている防災用語についてということですが、避難行動要支援者名簿を知っていますか、17%、個別避難計画を知っていますか、16%、福祉避難所は知っていますか、25%、いずれの用語も知らないとおっしゃった方が62%いらっしゃると。これは北海道難病連が難病患者に対して行ったアンケートです。私たち一般の人に対してのアンケートではございません。それでもこの程度です。難病患者の声として、障がい者の目線で作成された行動マニュアルを見たことがない。災害マニュアルについて早期に検証してほしいと同時に緊迫感を持って難病患者への具体的な災害サポートの確立を実現してほしい。健常者用のマニュアルに障がい者用のマニュアルと一緒に書き込むことによって、一般の人たちは避難するときに近所の障がいを持っている人に声がけをするとか、支え合いの気持ちも生まれてくるのではないかと、このように言っています。アンケートから見えてくることは、札幌市のアンケートなのですけれども、10万人の避難行動要支援者名簿の作成を済ませております。ところが、緊急アンケートでは回答者の93%が登録していない。分からない。名簿の存在を意識していません。つまり札幌市は避難行動要支援者名簿をもう作成済みなのです。ところが、対象になっている人たちは自分が登録されているということを知らないという人が93%もいると。これが実態です。個別支援計画の作成についてはそれぞれの市町村では非常に未着手の

ところが多いと。難病対策地域協議会などの場で優先して取り組んでいただきたい。また、難病患者、障がい者への避難や救済の情報が不足しているので、そういうことがきちんとなされるようお願いしたい。国の方針、自治体の取組に当事者との認識が共有されていない。このように報告されております。今回改定される福祉避難所の確保、運営について、今後どのように対応されるのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 種々アンケートの関係ですとか、様々ほかのまちでも課題を抱えているというところで、どういように要配慮者だとか関係団体に説明していくのかというところで今回ガイドラインのほうで施行規則等も改正されまして、今回の法の改正の趣旨として指定福祉避難所の指定を促進するということと、事前に受入れ対象を整備して人的、物的体制の整備を図ることで災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化するということがございますので、この趣旨から考えましても要配慮者の皆さんをはじめ関係者の皆様にこういった法の趣旨、先ほどもお話しした個人情報同意の話も含めてしっかり理解と協力をいただけるような取組はしていかなければならないと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今回この質問をさせていただいた一番の理由は、社会的弱者と言われる方々、この方々を救うために皆さん一生懸命努力してくださっているのですけれども、救うためにはそこが一番肝腎だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。その個別計画の中には福祉専門員が参画、また避難計画では避難を支援する者またはその団体の確保が必要だと。また、支援する人たちの負担軽減が必要であり、複数で支援体制が必要だ。つまり一人の人を救うために1人が支援するのではなくて、少なくとも3人ぐらいいなければならぬだろうと。

次に、計画が策定されたら平常時の避難訓練が必要だなどと言われております。町内の自主防災組織の組織数はどうなっているのか、また社会福祉協議会で行われている小地域ネットワーク推進ふれあいチームの編成はどの程度町内会で編成されているのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 現在の自主防災組織の組織数でございますけれども、76町内会ということで、全体の75.2%ということで押さえてございます。それと、社会福祉協議会を中心に町内会の皆さんの協力をいただきながらやっただいている小地域ネットワーク推進ふれあいチーム事業というのがありますけれども、こちらの町内会は最大で75ぐらいあったと言っていますけれども、現在ですけれども、64団体で5,249世帯が対象になっているということで確認させていただいてございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 76町内会と64団体の方々が皆さん、町民がそういう要支援者の方々を助けたいと、そう組織していただいていることに深く感銘いたしまして、またありがたいと思っております。この方々にはぜひお願いしたいと思っております。ただし、避難をするために把握する情報というのが、先ほども言いましたけれども、個人情報というのがネックになっておまして、支援者の氏名、住所、体の状態、家族構成、同居しているのかしていないのか、それから介護者の状況、昼いるのかいないのか、夜いるのかいないのか、また緊急時の連絡先、本人のいつもいる場所、寝床、そういう場所などを知らなければ、いざ災害になったときに外出して留守だったのか避難しているのか分からないなど支援に支障を来すようになると思います。やはり平常時から個別避難計画情報を地域の自主防災組織や消防団、民生委員などの方々に、関係者に情報を提供して、情報を共有できる体制が必要だと思いますけれども、どのようになっているのか伺います。そして、避難行動要支援者の中で災害避難カードというものも国のほうでは作ったらどうですかとされているのですけれども、これについてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、現在個別の避難計画というか、避難カードの作成というところにはまだ至っていない状況なのでございますけれども、先ほど個人情報のお話をさせていただきましたけれども、平時からの個人情報については本人同意が必要ということは今回改正の中でも変わっていないところでございます。避難カードなど個人情報を収集してそれを外部に提供するためには、今消防団とかお話がございましたけれども、そのためには審査会の意見を聞いて承諾を得るといふことの工程は踏まえながら避難支援機関との情報共有を図っていくということになります。そのため、それらの整理ということと体制づくりというのが必要になってくるということでございます。避難カードについては、要支援者のみならず全体の、先ほど言った住所だとか氏名だとか避難ルートだとか状況だとかというものを書いたというものと今のところ認識しているのですけれども、そういったものを含めて内容的には個別の避難計画に書くような、それをカード化したというようなものと捉えておりますけれども、そういったものを作成する、あるいはそれを提供するという場合についても、先ほど言ったようにある程度工程を踏んでやっていくということで平時からの利用は可能になるということは考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 平時からのそういうものは大至急やっていただきたいと思っております。していただけるまで何度でもしつこく質問させていただきますので、よろしくお伺いいたします。

次に、福祉避難所のことについて、指定避難所として指定することを望まない理由として、指定すると受入れを想定していない被災者たちが避難してくる懸念があると、そういうようなことを以前私の質問に対して答弁されております。ところが、先ほどいただきました答弁で要配慮者の把握、介護認定者が79人、身体、精神、療育の手帳保持者が582人で合計で661人。ところが、いざ指定されている避難所というのは7施設で94人、簡単に言ってしまうと7人に1人以下しか入れてもらえないと。明らかに全然足りていないのですよね、この状況は。確かに指定すると受入れを想定していない人が来るから、困るという以前の問題だと私は思います。配慮者と福祉避難所に入れないのだったらもうちょっと考えなければならぬと思います。そこで、例えば竹浦の宏友会の施設とか北海道栄高校とか陸上自衛隊の白老駐屯地など大型の施設など考えられますけれども、町としてはどのようにお考えでしょうか。すみません。これは理事者はどうお考えですか。今言ったように7人に1人以下ですよ、入れる人は。根本的に数が少ないのです。この辺をどう思っておられるのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ただいま議員からご指摘のとおりで、本当に数的にいつては今お話があったように不足しているということはもうはっきりしていることです。ただ、こればかりは相手側もありまして、今まで様々な形で福祉避難所のありようについてお願いもしてきた経緯もありますけれども、なかなか避難所として受入れ態勢ができないだとかということで協定が結べないだとかということが実際にはあります。ただ、今回津波の浸水予測が出まして、これから一般の避難所も含めてしっかりと見直さなければならないということは十分分かりましたので、今後は今議員のほうから具体的に挙げられたところ、ナチュラルサイエンスのところも大きいだろうと思うのですけれども、その辺どうなるかは分かりませんが、そういったところを含めて、福祉避難所もそうですけれども、一般避難所の確保も含めて十分検討を図りながら協定を何とか結ぶことができるようにしていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 避難所について、蛇足ですけれども、ナチュラルサイエンスの場所、前に虎杖中学校が造られた経緯というのは、当時の校長先生がここの場所は山の中のようには思うかもしれないけれども、災害時の虎杖浜住民の人たちが逃げれる場所なのだと、かなりの方々が逃げてくれるようにここの場所が最終的に決定されたと、私はそのように聞いております。また、竹浦の宏友会の施設の愛泉園を造られた方、その方もこのような山の中にしか園の子供たちを入れられないのは非常に残念だったけれども、でも災害時のことを考えたらここが最良の場所だった、そういうこともおっしゃったのを聞いております。また、陸上自衛隊白老駐屯地も先般司令官とお会いしましたときには、災害時には白老町民の



お助けになるような場所としてぜひ使っていただきたいというようなお言葉もいただきました。ぜひ考えていただきたいと思います。

次の質問に行かせていただきます。福祉避難所に求められている機能であります。これは北海道難病連のアンケートからなのですけれども、ストーマ装具類の備蓄、それとオストメイトの人たちはパウチ交換が必要なので、避難所で交換できる場所が必要。また、シャワーが使えず、パウチの交換に苦労した。次に、皮膚の難病で風呂に入れず悪化した。皮膚の感染症のため、ほかの人と一緒に入浴できない。在宅人工呼吸器、在宅酸素療法、酸素濃縮器、吸引器、エアマット、加湿器、冷蔵庫が使えず、血液製剤など薬の保管が心配だったと。一番多かったのが電力の確保であります。まちとしてどの程度対応できるのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、福祉避難所ごとの個別の装具とか機器という福祉用具の配置状況なのですけれども、現在は正確には押さえていないのですけれども、入所者ですとか通所者などに必要な数だとかそういうものは用意されていると認識しておりますけれども、避難者用というところまではなかなか備蓄がされているということは難しいのかと考えてございます。それで、災害時における福祉用具等物資の供給等につきましては、平成29年の3月に一般社団法人日本福祉用具供給協会というところがございまして、そこと協定を締結しておりまして、道内の各種の福祉用具をレンタルですとか販売しているお店から供給されるという体制づくりを進めているというような状況でございます。

〔「電源は。電力」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（高尾利弘君） 電源については、基本的に各避難所に2台程度ずつ発電機は用意してございますけれども、福祉避難所、例えば白老小学校のほうでは大きな災害が来た場合の代替庁舎ということで一応電源整備はされていますけれども、いきいき4・6ですと発電機はあるものの対応できなかったというような状況がございますので、病院は大丈夫だと思っておりますけれども、福祉避難所となっております全ての施設が電源が自動に切り替わるかということについては全て確認はしていないところでございます。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 福祉避難所に一番求められるのは電力だと思います。先般もいろいろな議員が質問している中で、例えば携帯電話とかスマートフォンの電源が欲しいとかどうのこうのというのはありましたけれども、実際に難病患者の方々というのは電気がなければ命に直結するわけですので、その辺は区別してきちんと考えていただければと思います。

次に行きます。今言ったように、福祉施設というのは医療的対応の重要性が非常に求められております。難病患者、障がい者、高齢者などはそれぞれの専門医に通っている方が多く、

災害時にはあらゆる病気の患者に対して対応していただかなければなりません。また、町内で対応困難の場合は広域での福祉避難所の確保が必要となります。それらの協力関係も不可欠です。そういう意味で災害時の町立病院の医師が果たす役割は大きいと思います。しかしながら、町立病院の医師が退職されると聞いております。先般町立病院の新築に向けて7月26日、2,760万円の補正予算が議決しております。また、現在新型コロナウイルス感染症対策とワクチン接種が週末には集団接種が行われております。難病患者の方々は、病気に対しては非常にナーバスになっております。そこで、きちんとした医療体制が必要になってくるわけなのです。しかし、町立病院では院長の診察は午前中のみ週3回、外科の元院長の診察も午前中のみ週3回、午後から1回、病院長は完全予約制で新しい患者は全く診てもらえない状態が続いていると聞いています。町内の医院の医師が体調を崩され、6月より週に二、三回、午前中のみ診察となっております。現在も午前中のみになっております。そのために患者が町立病院に転院していると聞いております。新しい医者の評判もよろしく、それらの方々にぜひ診ていただきたいと多くの方が通っていると私の耳にも届いています。新しい医師にそれらの業務を全て背負わせてきたのではないのでしょうか。これは不当な労働超過になっていませんか。ワクチン接種で役場職員の残業について過重労働になっていないかとの議会からの指摘もありました。病院長を中心に医師体制を構築して一部の医師への労働超過にならないようにするべきです。また、病院長と任命責任者の町長の責任は重大だと思えます。しかし、病院長だけに運営を任せてよいのか。このコロナ禍におきまして現在も災害が来るかもしれない。医者がいなくなったらどうしますか。町民を不安に陥れております。この責任をどうお考えなのか町長のご意見を伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町立病院も併せて白老町内の医療体制の確保というのは、最終責任者は私でございますので、様々な医療体制をきちんと構築していくというのは私の責任でございます。その中に医師の確保というのは重要な位置だと思っておりますので、病院長、現場の声も聴きながら医師の確保または医師の医療体制、環境も整えていかなければならないと思っておりますので、その辺は全力を向けて進んでいっているつもりですけれども、いろいろ現場の医者も含めた看護師もスタッフも含めたそれぞれ個々の考え方もあると思っておりますので、それは町立病院の考え方と一致していなければならないと思っておりますので、その辺は熱心に会話を続けながら進めたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） それでは、町長は今回医師が辞められるということに対しては仕方がないと思っておられるのですか。町民の不安はどうしたらいいのですか。次に診療してもらえなくなるのです。せっかく通ってきた患者方はどうしたらいいのですか。その辺の責任は何も感じていらっしゃらないのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 責任は感じておりますので、医師の確保と医師がずっと町立病院で働ける環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 私は、このことについてあまりしつこく言いたいとは思いませんけれども、でも難病患者とか障がい者の方々にとって町立病院の医者というのは本当に命を守っていただく大事な大事な存在なのです。そのところをきちんと分かっていたら、そして町長含め理事者の方々がきちんとした病院運営をしていただきたいと思います。そうしないと、今質問している障がい者とか福祉避難所のことなんか絵に描いた餅みたいなものです。その辺をしっかりと考えていただければと思います。

次に、一般避難所の現状と課題について伺います。7月19日に北海道のほうから北海道太平洋沿岸における津波浸水想定が公表されました。最大クラスの津波では町内の住宅地のほとんどが浸水すると想定されています。新たなハザードマップ作成など、先ほどの答弁でもありましたが、検討するとおっしゃっておりますけれども、これらについていつ頃までに計画をつくられるのか、その辺をお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 今回予算もいただいておりますし、津波浸水マップ、今各戸に配布している部分、こちらを全面的に見直しまして今年度中に策定するという予定で進めているというところでございます。

〔「今月中」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（高尾利弘君） 本年度中。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 次に、避難所の情報伝達と自宅、避難所への情報提供についてであります。

胆振東部地震でも自宅で暮らしている方々がたくさんいらっしゃいました。自衛隊の給水車は歩いていける距離まで行って給水してましたし、胆振東部の厚真町、むかわ町とか安平町では食料などは自宅に住んでいる方々に役場職員とかヘルパー、保健師、そういうような方々が持っていったと聞いております。そのときに情報も一緒に持っていったと言っております。白老町においてはどの程度できるのかと、その辺を伺ってみたいと思います。札幌市においてはそういうことは不可能なので、全くやっていなくて、食料とかそういうものはこの場所ですと、その施設のところに来てくださいというやり方でしたけれども、白老町はそういう形でやるのか、それともそれぞれが手分けしてやっていく考え方なのか、その辺を伺いたいと思います。なぜなら白老町は、先ほども同僚議員の質問もありましたけ

れども、高齢化率が非常に高くなっておりまして、そして障がい者ばかりではないのです。一般避難所にも自宅のほうがいいわと言っておられる方も多分多いと思うのです。先ほどベッドと言いましたけれども、ベッドも20個と言っていましたけれども、実際に高齢化してくると布団には寝られないのです。一度寝てしまうと、もう起きられないから、結局は誰かの手を借りないとトイレにも行かれない、何もできないという状態なのです。ですから、結局自宅にいるという方々が安平町とか厚真町とかそういうところは非常に多かったと私は聞いております。これは難病連の方々の情報なのですがそれでも。その辺をどう白老町は考えていらっしゃるのかお伺いします。

これで障がい者のための質問を終わります。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） るる今回の法改正、一部改正に関わって今後の避難所のありようについてお話をいただきました。

個々の回答というか、答弁はありますけれども、総体的に今後福祉避難所をどうするか、一般避難所をどうするかということの目線だけではなくて、うちのまちの高齢化になってきている状況もしっかり踏まえた体制づくりを今回改めて、津波浸水が高くなってきている状況があるので、それに合わせて全体的に考えを直していかなくてはならない部分はたくさんあるように思っています。そういう中で福祉避難所、要支援者の方々の避難をいかにしていくかと。これは行政のみだけではできないところがたくさんありますので、やはり多くの人方に、地域の人方に助けをいただきながらそういう避難確保をつくり出していくとか、先ほどの避難所の福祉避難所としての数の問題だとか、そういうことも含めて今後しっかりと組織体制も含めて考えていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時59分

---

再開 午後 3時14分

○議長（松田謙吾君） それでは、休憩を閉じ質問を続行いたします。

5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 2点目、暮らしやすい障害者福祉政策についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症のコロナ禍にありながら東京2020、パラリンピックが無事に終了いたしました。障がいを持つアスリートたちが様々な工夫をしながらスポーツを楽しんでいる姿に世界中の方々へ感動と勇気を与える大会だったと思います。そして、今月は障がい者雇用支援月間です。このたびは障がいを持った方々に光が当たるような福祉施策についてお伺いいたします。

(1)、福祉団体への支援について。

- ①、福祉団体の数と会員数の動向（現在、10年前、20年前）と課題について伺います。
- ②、助成額と公共施設等の免除の取扱いについて伺います。
- ③、団体の活動状況と事務局機能について伺います。

（2）、交通費の助成について。

- ①、腎臓機能障害者・難病患者などの通院費助成について伺います。
- ②、重度障害者タクシー料金補助について伺います。
- ③、福祉有償運送（非介護事業所）との連携について伺います。

（3）、運動施設について。

- ①、運動施設の障がい者の利用状況と課題について伺います。
- ②、運動施設のバリアフリー化について伺います。
- ③、障害者スポーツの考え方について伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「暮らしやすい障害者福祉政策」についてのご質問であります。

1項目めの「福祉団体への支援」についてであります。

1点目の「福祉団体の数と会員数の動向と課題」と、2点目の「助成額と公共施設等の免除の取扱い」については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

町が支援を行なっている障がい者福祉団体は5団体あり、本年度の会員数の合計は189名と、5年前と比較すると約1割の減となっております。

また、5団体のうち4団体には、補助金により支援を行なっており、令和3年度の予算額は、791万6,000円であります。

なお、福祉団体が公共施設を利用し、地域福祉の推進と地域福祉活動の活性化を図る活動を行う場合には、各条例施行規則の減免規程に基づき、使用料の免除を受けられることとなっております。

3点目の「団体の活動状況と事務局機能」についてであります。各団体の活動状況につきましては、団体の設置目的の達成のため、日々、地域福祉の推進のため幅広い活動を行なっていることを認識しております。

しかしながら、どの団体も事務局機能を自ら担っており、役員の方々も他の福祉団体と掛け持ちするなど、さらには、高齢化等でその事務局機能を維持していくことに課題があると捉えております。

2項目めの「交通費の助成」についてであります。

1点目の「腎臓機能障害者・難病患者などの通院費助成」についてであります。特定疾患者等通院費助成制度において、町内に居住している腎臓機能に障害をお持ちの方をはじめ、北海道知事の認定を受けた特定疾患の方や、精神障がいの方に対して、通院に要した公共交通費の一部を助成しており、令和2年度実績では、13名の方に対して、40万4,380円の助成

実績となっております。

2点目の「重度障害者タクシー料金補助」についてであります。重度の身体障がい者の生活圏拡大を容易にするため、身体障害者手帳の等級が1級または2級の下肢、体幹、視覚に障がいがある方を対象として、一人につき、基本料金分のチケット12枚を配布しております。

令和2年度実績では、104名の方に対して、34万8,700円の助成実績となっております。

3点目の「福祉有償運送との連携」についてであります。現在、本町においては、4事業所が登録しており、法人形態別では、社会福祉法人が2事業所、NPO法人が2事業所となっており、地域における移動困難者の重要な移動手段の一つとして役割を担っております。

また、福祉有償運送の旅客対象となる範囲は、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な方及びその付き添いの方となっていることを踏まえつつ、日常業務の中において担当職員が、運行状況の確認や新規利用者の依頼調整を行うなど、各事業所と連携を図っております。

3項目めの「運動施設」についてであります。

1点目の「運動施設の障がい者の利用状況と課題」と、2点目の「運動施設のバリアフリー化」については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

運動施設の障がい者の利用状況についてであります。体育施設全体では社会福祉法人の事業所等で4団体の利用があるほか、ゲンキングしらおいクラブ主催の障がい者を対象とした自主事業として体操及びダンス教室を開催しております。

課題につきましては、いずれの施設も建設から相当の年数が経過しており、運動施設のバリアフリー化が十分ではなく、利用が限定される状況にあります。

そのような状況を改善するために、昨年度に総合体育館のトイレを洋式化し、利便性は向上したものと捉えておりますが、スロープや手すり、段差などの改修は順次行っていく必要があると考えております。

3点目の「障害者スポーツの考え方」についてであります。国においても障がいの有無を問わず、広く人々がスポーツに関わる環境の整備は重要な推進項目であると示されております。

町としましても、第6次白老町総合計画の中で、スポーツにおける目指す姿として「誰もが気軽にスポーツに参加し、元気で健やかに暮らせるまち」と、スポーツ機会の充実を掲げておりますことから、障がい者も含めて町民誰もがスポーツに親しむ機会の創出に努めてまいります。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 暮らしやすい障がい者福祉政策の福祉団体への支援ということなの

ですけれども、先ほど町長の答弁では福祉団体が施設を利用し、地域福祉の推進と地域福祉活動の活性化を図る行動を行う場合には各条例の施行規則の減免規定に基づき使用料の免除をすると書いているのですけれども、実は公共施設の中の福祉団体の私たちがふだん使っている施設はいきいき4・6です。そこはいろいろなものをやりたくても日曜日に休館になっているのです。土曜日でなければ開催できないというものがあります。以前に難病連でコミュニティセンターを利用し、20周年の記念事業を行いましたけれども、そのときは全額免除でした。ところが、その後30周年の記念事業のときは白老町から後援をいただきましたけれども、半額免除でした。そのときはみんなの基金を使ってコミュニティセンターの会場費などを支払いましたが、何か変だなと。ふだんの使うというのではなくて事業とか周年とか特別のときには何かもっといい方法があるのではないかと。みんなの基金を借りて、そのお金を白老町に払うということになってしまいましたので、今後福祉団体の事業については、いきいき4・6が日曜日お休みなのであればほかの公民館などの公共施設をぜひ、いつでも使わせてくれというのではなくて何かのときにはきちんと無料にさせていただきたいと思うのですけれども、その辺お伺いします。

○議長（松田謙吾君） 大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 公共施設の減免の関係でございますので、財政を担当している私のほうからご説明させていただきます。

現在の減免基準につきましては、平成20年度に見直しを行いまして策定したものになってございます。それ以外いろいろと社会情勢とか変化はしているのですけれども、公共施設の老朽化も含め、あとは施設を利用する方々が使用料を値上げすることによってその利用度が低くなるというような観点から、20年度から見直しはしていないというような状況になっているところでございます。同じく、減免の基準にいたしましても20年度に大きく見直しをさせていただいて現状になっているところでございます。当時の考え方と申しますと、施設を利用する団体の8割以上が減免の適用を受けているというような状況から、まずこの減免基準の見直しを図ろうということで減免の基準についてはスタートしたところでございます。その見直しの観点といたしましては、1つといたしましては受益者負担の原則の徹底ということと、あと公費支出の透明性を確保するというような観点から、減額免除していた団体に対して半分免除ですとか、半分免除だった団体に対して2.5割免除とかということで、ちょっと厳しいと言ったら語弊があるのですけれども、そういうような見直しを図ってきたところでございます。さらに、今回の障がい者団体ということに限ってはいないのですけれども、例えば町内会であったり、そういった補助金の団体も減免の対象になっていたというようなことから、二重の利益ではないかというような庁内の議論もあって、そういった見直しを図ってきたというようなところでございます。そして、現状といたしましては、町内会のほうからも今まで全額免除だったのに半分とはというような、いろいろとそういったお話をいただくのですけれども、町といたしましては受益者負担金の原則の徹底ということで現状

の減免基準を適用しているというところでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 原則的なことについては今お話があったわけですがけれども、先ほど西田議員のほうからあのときは全額免除でこのときは半額だったとかという、その辺のいきさつがどうであったか、そのところは私もしっかり押さえてはいないのですけれども、大きなくくりでいくと財政的なことも含めて見直しを図った、20年度ということで図った時点では今言った原則でやっていたことは事実なのです。ところが、その中において町の後援だとか後援でないだとかというその解釈のところの違いがきっと西田議員がご指摘になったようなあのときは、このときはというところに出たのではないかと思っています。そういうことが今後ないようにだけはしっかりしたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 論点がちょっと違っているのかなと。私は、いきいき4・6が日曜日に使えないから、日曜日に使いたくても使えないのであれば何か特別な事業のときとか行事のときにはぜひ無料になるように考えていただきたいと言っているだけでございます。これは利益を出す団体ではないというのも1つありますけれども、次の質問のところに係ってくるのですけれども、平成20年度から再建団体転落のために白老町が町財政健全化を進めてまいりました。その過程で福祉団体への助成金が削減されてきました。例えば難病連では10万円の助成金でしたが、平成24年には6万6,740円、25年には6万66円、26年からは5万6,300円となって現在に至っております。僅か6年間で4万3,700円の削減がありました。こう削減されてきています。今年3月末で再建団体転落の危機を脱したということで白老町財政健全化プランも終了しました。まちは様々な事業を進めてきています。しかしながら、白老町は急激に進んだ少子化、高齢化対策に予算がほとんど回されているような感じで障がい者団体への助成は削減されたままです。高齢者対策に予算が回ったことが悪いと言っているわけではないのです。その陰で障がい者団体への支援が置き去りにされて忘れられてきたのではないかと思います。財政課から頂いた資料によりますと、白老町の基金は約23億2,500万円あるとなっております。せめて財政再建団体以前の助成金の水準に戻していただきたい。これが障がい者福祉の基本、原点ではないかと思います。先ほども言いましたけれども、施設の利用料の全額免除というのは、なぜここで私が言ったかということ、そのところは免除もされない、またそして今までいただいていた助成金もこれだけ減額されている。そしたら、団体として事業をやりたいくてもなかなか厳しいというところがあるので。その辺について理事者のお考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 先ほども答弁させていた中で、財政的な状況においては確かに危機的な状況は回避されたという認識は取っております。そのことを踏まえて、では今目の前



を回避できたし、それからお金が一定限あるから、では今の時点で様々なことにつき込むかというところは今後の状況を考えたときに全てにわたって前に戻すというような状況には、私たち今後のまちづくりを考えていったときにそのままということにはなかなかならないところは事実あります。今ご質問のあった福祉団体への助成の関係については、実際に運営費に対する助成ではなくて事業費への助成だということで押さえています。だから、事業がなかなかできていかなくなるとその分の助成が少なくなっていくというところがあったということだと思います。ただ、私たちも今福祉団体を見ても会員数が減ってきて、会員だけでは運営がなされていかないという事実もあるのだと、厳しいのだということは十分認識しております。ですから、今後今までの事業費見合いの助成ではなくて運営費見合いの助成をどうしていくべきかということは、これは十分考えていかなければ団体そのものの存在がなかなかできなくなってくる実態があるので、それを捉えながら考えていきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 今までどんどん削られてきました中で町の方針として運営費はくれないのです。全額事業費なのです。ですから、運営費は私たちそれぞれの当事者団体の人たちが集めた会費とか寄付金とかそういうもので賄っているわけなのです。それなのに、なおかつその中からも出していかなければいけないというから、結局補助団体が厳しくなっているのです。実際に令和3年度の予算額はといたら791万6,000円ですけれども、これはほとんどどのようなものに使われているといたら切手だとか郵便物とか、そういうようなものがほとんどだと思うのです。あと、機関紙を発行したりとか。では、自分たち会員同士がお互いに交流するための電話代とかはどこで出てくるのと。そういうものは何もないわけです。ですから、これからも福祉団体のことを忘れないでぜひやっていただきたいと思っています。

次に移ります。（2）番目の交通費の助成についてであります。通院費の助成なのですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、難病患者の方々は公共交通機関を利用しての通院に危機感を非常に持っております。自家用自動車を使う人も増えています。ところが、現在はJRと路線バスのみ対象になっています。自家用自動車も対象にしていきたいと思っています。これが何度か提案しておりますけれども、改めて理事者の見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 交通費の通院助成ということなのですが、町長が1答目にお答えしたように、特定患者等通院費助成制度に従ってやらせてもらっております。ただ、その解釈の仕方が昨日も文字づらで、システムの問題で解釈が固執というか、そこになっているのではないかということもありましたけれども、しっかりとそのありようについては考えていかなければならないということは重々私たちも捉えております。なかなか

全部の、どの程度の難病患者を対象にできるかどうかということはしっかり検討しなくてはならないだろうと思っておりますけれども、内容の整理を含めて条件の整理も含めてそのところは、ただ単にコロナばかりで自家用車を使っているだけではなくて、きっとそれぞれのご事情があって使っていることも事実だろうと思っておりますので、その辺の捉え方はしっかりと見直しを図りながら検討していきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） 通院費の助成なのですけれども、ほとんどが腎臓の方なのです。難病患者の方々というのは特定の指定された病院がありまして、ほとんどが札幌市なのです。その札幌市に通うのにも一月に1回とか二月に1回とか大体その程度です。ここの中に出ている交通費の助成で使われているの方々というのは、ほとんどが腎臓疾患の方々だと思います。私が申し上げているのは、こういうような方々はまだいいのですけれども、実際の難病患者の方々はお自分一人で札幌市に行けるかといったら非常に厳しいところがあります。ですから、自家用車でも認めていただきたいと申し上げておりますので、検討していただけるということなので、その辺も含めて検討していただければと思います。

2点目の重度障がい者タクシー料金の対象者についてであります。これには身体障害者手帳の1級、2級、下肢機能、体幹機能及び視覚に障がいのある障がい者または障がい児となっています。ところが、心臓が悪くて歩けない人、つまり手術してペースメーカーを入れた人はいいのです。障がい者として認定されるのですけれども、そこにいくまでの方とか、また精神障がいの方、知的障がいの方々も対象になっていないのです。実際にこの方々が時刻表を見て、先般白老町でも立派なのを作りましたね、ガイドブック。作っておられますけれども、これを見て乗れるという人が何人いるのかなど。タクシー料金のこれを使えるようにひとつ考えていただきたいというのが1点です。

次、2点目にタクシーチケットは年間550枚で12枚です。ところが、往復すると2枚使うのです。そうなってくると、年間に6回しか外出できないことになるのです。やはり最低でも一月に1回は行けるように、本当は月に2回は行けるようにしてほしいと思っておりますけれども、その辺もぜひ考えていただきたいと思っております。

3点目に、重度障がい者タクシーチケットの使えるのは白老交通だけになっております。ところが、前回も説明しておりますけれども、タクシーチケットを白老交通で使う場合と福祉有償運送、2か所あります。そのところで使うのって、やはり福祉有償運送で使ったほうが便利な場合もあるわけなんです。安く上がる場合も。反対に、白老交通に使ってしまうと自分の持ち出しが増える場合もあるわけなんです。例えば社台から町立病院まで来ると、福祉有償運送だと500円です。ところが、白老交通はタクシーチケットを使ったほかに700円ぐらい払わなければいけない状態になるのです。メーターで走りますから。そうなってくると、福祉有償運送を使ったほうが便利だということになるわけですから、タクシーチケットの

利用の仕方によっては利用者の利益が損なわれるということになりますので、タクシーチケットをぜひ福祉有償運送でも利用できるようにしていただきたい。この3点をお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） たくさんな要望でありまして、どう解決を図るかというのは非常に難しいと思っていますけれども、1つはタクシー助成の拡大ということについては、これは単に65歳以上の高齢者だから、障がい者だからというところまでなかなか広げていけるというところは、これは整理を十分しなければならないだろうと思うし、それからデマンドのありようも含めて利用の周知というか、そういったものもしていかなければならないと思っています。ですから、まずは自分の足でおうちの出入りができる人たちについてはドアからドアへということでデマンドをなるべく利用してもらうようなことを考えて、こちらもしっかりと機会を持ちながらお知らせをしていきたいと思っています。

それから、重度障がい者タクシーチケットの問題です。平成30年に6枚から12枚に変えたのです。倍増したのです。今指摘があったように、ではその12枚をもらって1か月に1枚使ったって往復できないとか、片道だけだとか、それもそうだと受け止めなければならないだろうと思っています。そこら辺のところは少しでも障がいを持ちながらも外との関係を絶つことなく、障がいをお持ちの方々も一緒になって社会参画をしていける状況は、これは行政の大きな仕事なのだと思います。そういう観点から、私としても整備する一つの大きな案件だということを押さえたいと思っています。それが12枚が36枚だとかということまでいくかどうかということではないけれども、少なくとも外出の機会を保障していくというところのありようについてのことについては検討させていただきたいと思います。

それから、タクシーチケットと福祉有償運送のところでございます。これもこれまで答弁の中においては互換を持たせるということに対しての民間事業者への圧迫があるのではないかとかという話で進めていた部分もあるのですけれども、実際的にはそれほどの大きな金額ではないという認識を持っていますし、本町における福祉有償者の皆さんが一人でも多く障がいを持っている方の行動を支えてやればということも言っていますので、その辺の互換性を上手に図れるシステムが構築できないか、それも私が言ってしまうと本当に、本当にというか、しっかり検討しなければならないのですけれども、その辺のところは十分捉えて検討を図っていききたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 5番、西田祐子議員。

〔5番 西田祐子君登壇〕

○5番（西田祐子君） ぜひシステムの構築をしていただいて、使えるようにしていただければと思います。

最後の質問になります。運動施設であります。私は、オリンピック・パラリンピックを見

まして、手のない方が泳いだり、そういうのを見ると、すごいなと思いながら見ていました。しかしながら、例えば白老町のプールでそういうような障がいを持っている方々が泳いでいる姿を見たことがあるかといったらないし、また知的障がい者の方とかそういう方々が使っているというのを見たことがありません。やはりこれは受け入れる施設側の考え方も非常に左右されるのかと思っております。そういう中で、先ほど本日質問のありました貳又議員のご指摘は、障がい者のスポーツについてのパークゴルフの件についてはもっともだなと私も思って聞いております。実際に白老パークゴルフクラブ、虎杖浜パークゴルフクラブ、ホテルほくよう、ホテルいずみなど白老町にはパークゴルフの場所が4か所ございます。確かに障がい者のスポーツ施設として最適な場所だと思います。特に精神障がい者や知的障がい者の健康づくりには欠かせないのではないかと思います。知的障がい者の方々は、外で運動するよとということによく畑仕事をしていますけれども、私の知っている知的障がい者の人は何人かいますけれども、畑に行くのが嫌だと、嫌で嫌で仕方がないと。けれども、外に出るよと言われるから、仕方がなく畑作業をしているけれども、嫌だと。私もそうなのですが、虫が嫌いだとかミミズが嫌いだとか、いっぱいいろいろな理由の中で、畑がいいからといってみんながそこになじむわけではないのです。そういうことを考えるとパークゴルフ場というのは非常にいい場所だと一つ思っています。

2つ目に、最近脳挫傷でリハビリ中の方とパークゴルフに何度か行かせていただきました。歩くだけのリハビリはなかなかできないけれども、芝の上や土の上を歩くと、とても楽しくて足が進むと大変喜んでおまして、この議会中も早く議会が終わったらパークゴルフに連れていってこれとお誘いの連絡がありました。膝や腰の人工関節の人、脳梗塞の人、人工心臓の人、様々な人たちがパークゴルフを実際に楽しんでいます。しかしながら、この人たちは車の運転ができません。送迎が必要になってきます。車を持たないご婦人が自転車で通っているのも何人かいらっしゃいます。ところが、その方々もだんだん高齢化してきて自転車で通うのも非常に危ないと私は思っております。虎杖浜のパークゴルフクラブには今回停留所ができましたが、白老パークゴルフクラブは停留所がありません。しかし、バス通りとなっています。町は民間事業者と連携して、元気号、デマンドバス、ぐるぼんなどの停留所として考えていただくお考えはないのか伺いたいと思います。

最後になりますけれども、2年前の戸田町長の公約は、共生、共創の共に生き、共に幸せをつくるまちということでございます。先ほども答弁にありました第6次白老町総合計画では障がい者が安心して暮らし、地域社会の一員として自立できるまちとしております。障がい者の福祉団体への支援、交通費の助成、障がい者のスポーツ参加、人としてごく当たり前に享受できるサービスだと思います。今回は次年度の予算要求の意味を込めて質問いたしました。町長の責任で果たしていただきたいと思ひまして質問させていただきました。最後に町長の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 西田議員からるるたくさんのか、障がい者に対しての要望がございました。一つ一つの項目は、担当課、また現場の話を聞きながら、また精査をして進んでいきたいと思っております。

最後の障がい者スポーツ、ちょうどパラリンピックも無事に終わりました、障がい者の方がスポーツをしている姿で感動したところではありますが、オリンピックも含めて選手の人たちが一生懸命やっている姿が人に感動を与えるというような感じも受けております。その中で、貳又議員の質問にもあったように、パークゴルフは3世代の方々ができて障がいの方々もできる軽スポーツで、なおかつ健康にもいいということで、私もパークゴルフがまだまだいろんな世代に普及していければいいと考えておりますので、先ほど公共交通の話もありました。これは白老パークゴルフ協会からも今は車とかで来れる人はいるけれども、近い将来はそのこともなかなか難しくなっていくのではないかというお話もありますので、そこは公共交通を、今は改善するばかりなので、今すぐはできませんけれども、白老町にあるパークゴルフの施設等々にも足を運べるようなまた仕組みづくり等々も考えていきたいと思っておりますし、障がい者が気軽にスポーツや健康に向き合うような環境づくりにも努めてまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、5番、会派きずな、西田祐子議員の一般質問を終わります。